

持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 様式)

案件名										
案件名		会場内モビリティ営業出店								
A 基礎情報										
A.1	事業者名/団体名	(自由記入)								
A.2	業種/団体種類	(プルダウンで選択)								
A.3	事業者/団体所在国・地域	(プルダウンで選択)								
A.4	ホームページアドレス	(自由記入)								
A.5	担当部署	(自由記入)								
A.6	担当者氏名	(自由記入)								
A.7	住所	(自由記入)								
A.8	電話番号	(自由記入) *ハイフンを入れてご入力ください(例:012-3456-7890)								
A.9	メールアドレス	(自由記入)								
A.10	提出日	*YYYY/MM/DDの形式でご入力ください(例:2024年1月1日の場合、2024/1/1)								
B 納入予定の物品・サービス・工事等の概要について (該当しない場合には、ご回答は不要です)										
B.1	物品・サービス・工事等の名称	(自由記入)								
B.2	製造所所在国・地域(物品の場合)	1(プルダウンで選択) *事業者(団体)様、又は事業者(団体)様のサプライヤーの製造施設の所在国・地域をお答えください								
	納入予定の物品(最終製品)の製造国・地域について、主な国・地域を3つまで選択してください	2(プルダウンで選択)								
		3(プルダウンで選択)								
B.3	外部認証取得実績について	(自由記入)								
B.4	納入予定の物品の製造、又は提供・施工予定のサービス・工事に使用する物品について、「個別基準」への該当の有無	(プルダウンで選択) *調達コードの「4 物品別の個別基準」で定められている物品(木材、紙、農産物、畜産物、水産物、パーム油、植物)の該当の有無をお答えください								
B.5	B.4で「有」と回答した場合、該当する品目(対象物品/認証品)	【対象個別基準】	【対象物品】						【該当する認証や確認の方法】	
	1 木材	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	2 紙	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	3 農産物	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	4 畜産物	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	5 水産物	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	6 パーム油	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
	7 植物	(プルダウンで選択)	(自由記入)						(プルダウンで選択)	
C 調達コードに関する取組状況について										
*該当する場合には、プルダウンで「○」を選択してください。 *複数回答が可能です。 *「1 調達コードの理解」はできているが、2〜5の取組をいずれも行っていない場合は、「1 調達コードの理解」と「6 取組を行っていない」の「○」を選択してください。		1 調達コードの理解	2 遵守体制の整備	3 伝達(研修・教育)	4 取組状況の記録化	5 問題発見時に改善を行う仕組みの有無	6 取組を行っていない	具体的な取組内容(関連する取組を公表しているURLなどを記載してください。注力されている持続可能性の取組がある場合には、積極的にご記載をお願いいたします。)		調達コード該当箇所(頁)
調達コードの項目番号・内容・義務等の種類		調達コード該当箇所(頁)		14	14	14	15	16	-	
3.1 全般										
3.1.1	法令遵守	国内外の法令等の遵守、国際規範の尊重	義務							5
3.1.2	報復行為の禁止	法令違反等を通報した者に対する報復行為の禁止	義務							5
3.2 環境										
3.2.1	省エネルギー	調達物品等の製造・流通等における省エネルギーの推進	努力義務							6
3.2.2	再生可能エネルギー等の利用	再生可能エネルギーなど、CO2排出係数の低いエネルギーの利用	努力義務							6
3.2.3	その他の方法による温室効果ガスの削減	ノンフロン製品の導入やオフセットスキームの活用等による温室効果ガスの削減	努力義務							6
3.2.4	3R(リデュース、リユース、リサイクル)+Renewable 及び循環経済の推進	廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル、再生可能資源への代替等の推進	努力義務							6
3.2.5	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	製品の容器や梱包・輸送資材の低減、再利用・再生利用の推進	努力義務							7
3.2.6	プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減	調達物品等の製造・流通におけるプラスチック製品の使用抑制と適切な代替の促進	努力義務							7
3.2.7	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	各種環境法令に基づき、汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理の適切な実施 環境や人間の健康への悪影響の回避	義務 努力義務							7
3.2.8	資源保全に配慮した原材料の採取	違法に採取・栽培された資源の使用回避 資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料の使用	義務 努力義務							7
3.2.9	生物多様性の保全	持続可能な利用の措置のない絶滅危惧種等の野生動植物に由来する原材料の使用禁止 生物多様性や生態系への負荷の低減	義務 努力義務							7
3.3 人権										
3.3.1	国際的人権基準の遵守・尊重	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際的人権基準の遵守・尊重	義務							8
3.3.2	差別・ハラスメントの禁止	人種、国籍、宗教、性別、障害の有無、社会的身分等による差別・ハラスメントの禁止	義務							8
3.3.3	先住民族及び地域住民等の権利侵害の禁止	不法な立ち退きの強制等による、先住民族及び地域住民等の権利侵害の禁止	義務							8
3.3.4	女性の権利尊重	女性のエンパワーメントや男女共同参画等を推進するための配慮	努力義務							8
3.3.5	障害者の権利尊重	障害者の権利を尊重し、経済的・社会的活動への参加を支援するための配慮	努力義務							8
3.3.6	子どもの権利尊重	子どもの権利を尊重し、健全な育成を支援するための配慮	努力義務							8
3.3.7	社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重	社会的少数者による平等な経済的・社会的権利の享受を支援するための配慮	努力義務							9
3.4 労働										
3.4.1	国際的労働基準の遵守・尊重	ILOの中核的労働基準等の国際的労働基準の遵守・尊重	義務							9
3.4.2	結社の自由、団体交渉権	組合結成の自由及び団体交渉の権利等の労働者の基本権を確保	義務							9
3.4.3	強制労働の禁止	調達物品等の製造・流通等における、強制労働や人身取引の禁止	義務							9
3.4.4	児童労働の禁止	調達物品等の製造・流通等における、児童労働の禁止	義務							9
3.4.5	雇用及び職業における差別の禁止	雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面での差別の禁止	義務							9
3.4.6	賃金	法令で定める最低賃金額以上の賃金の支払い 労働の価値に見合った、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払い	義務 努力義務							10
3.4.7	長時間労働の禁止	違法な長時間労働の禁止	義務							10
3.4.8	職場の安全・衛生	法令等に基づき、労働者等の身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件の整備 労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備	義務 努力義務							10
3.4.9	外国人・移住労働者	外国人・移住労働者(技能実習生等を含む。)の法令に基づく適切な労働管理 苦情申入れ・相談等を容易に行えるための体制整備や権限ある関係機関との連携	義務 努力義務							10
3.4.10	職場における暴力とハラスメントの防止	職場における暴力とハラスメントを禁止・防止するための適切な措置	義務							10
3.4.11	就職困難者の雇用の促進	生活困難者やひとり親といった就職困難者の雇用の促進への配慮	努力義務							10
3.5 経済										
3.5.1	腐敗の防止	贈収賄等の腐敗行為の防止	義務							11
3.5.2	公正な取引慣行	独占禁止法、下請法、不正競争防止法を遵守し、不公正・反競争的な取引の防止	義務							11
3.5.3	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	武装勢力や犯罪組織の資金源となる等、紛争や犯罪に関与するものの使用禁止	義務							11
3.5.4	知的財産権の保護	第三者の知的財産権、営業秘密の侵害の禁止	義務							11
3.5.5	責任あるマーケティング	不当景品類及び不当表示防止法に基づく不当表示の禁止 差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告の制限等	義務 努力義務							11
3.5.6	情報の適切な管理	個人情報の保護、機密事項の外部への漏洩防止等の適切な管理 情報アクセスの管理強化、漏洩時の原因究明・被害収束のための体制確立等の対策	義務 努力義務							11
3.5.7	地域経済の活性化	国内の地域・中小事業者等の受注機会確保や持続可能性を踏まえた商品の利用に配慮 WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守	努力義務 義務							12
- その他										
-	サプライチェーンへの働きかけ	調達コードの遵守等のサプライチェーンへの働きかけ	努力義務							14
-	過去5年間における違法行為等	法人(団体、役員、従業員、又は団体職員(サプライチェーンを含む。))が、過去5年以内に上記各項目に対応する法令に関し、違法行為等で送検以上の司法処分の履歴がある場合は、「○」を選択し、右欄にその内容を記載してください。								-